

# 島根県報

平成29年8月29日(火)

第 2,933 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	目	次
--	---	---

# 【告 示】

保安林の指定施業要件の変更(森 林 整 備 課) 2森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件)( " ) 2地籍調査の成果の認証(用 地 対 策 課) 3土砂災害警戒区域の指定(砂 防 課) 3土砂災害警戒区域の指定の解除( " ) 3

# 【公告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

# 告示

### 島根県告示第482号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

益田市美都町板井川1136、1455-2、1455-5、1456、1456-1、1459から1461まで、1461-1、1462、1462-1、1463-1から1463-3まで、1530、1531

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第483号

平成29年島根県告示第279号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方		
飯石郡飯南町頓原3362、3364、3365、3366			

## 島根県告示第484号

平成29年島根県告示第241号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
-----------------	--------------

邑智郡邑南町下口羽844-1、845、853-1、2701-1	大石 信行
邑智郡邑南町下口羽3307	三田 美智子
邑智郡邑南町下口羽3308	三上 初枝

### 島根県告示第485号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ	理木な行った味物	成果の名称		- 調査を行った地域	認証年月日
調査を行った時期 た者の名称	地籍図	地籍簿			
松江市	平成26年度~28年度	20枚	1 冊	東津田⑮	平成29年8月21日
浜田市	平成26年度~28年度	79枚	1 冊	東平原4	平成29年8月21日
出雲市	平成27年度~28年度	6枚	1 冊	加賀谷①	平成29年8月21日
出雲市	平成26年度~28年度	9枚	1 冊	一窪田③	平成29年8月21日
大田市	平成26年度~28年度	35枚	2 冊	大森④	平成29年8月21日
津和野町	平成26年度~28年度	59枚	1 冊	森野坂	平成29年8月21日
津和野町	平成26年度~28年度	30枚	1 冊	相撲ケ原Ⅲ	平成29年8月21日
津和野町	平成26年度~28年度	25枚	1 冊	内美②	平成29年8月21日
津和野町	平成26年度~28年度	27枚	1 冊	笹山②	平成29年8月21日

#### 島根県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

美郷町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊 湯谷G、湯谷H、連水D、寺谷K
  - (2) 土石流石ヶ迫谷川
- 3 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。)

#### 島根県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号及び平成25年島根県告示第377号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり

解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

美郷町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊

鈩谷B、片山E、浜原C、野間E、共栄A、共栄C、奥山L、奥山M、吾郷B、吾郷D、吾郷F、明塚A、向谷、栗原D、枦谷C、枦谷 J、小松地K

(2) 土石流

石廻谷川、田水

3 解除に係る区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。)

# 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

平成29年8月21日から同年10月31日まで

3 作業地域

安来市宇賀荘町地内